

家族介護継続支援事業 に該当される方へ

◆家族介護慰労事業

○重度の在宅高齢者に介護をおこなっている家族に対して、慰労のため金品を贈呈する

【支給要件】

・重度（介護度4・5）で低所得（住民税非課税世帯）の在宅高齢者を、1年間介護保険サービスを利用しないで介護した家族

※年間1週間程度のショートステイの利用を除く

【支給内容】

・年1回 100,000円まで

◆家族介護用品の支給

○在宅で寝たきり等の高齢者を抱える家族に対し、介護保険の対象外であるおむつやその他用品に要する経費の一部を支給する

【支給要件】

・重度（介護度4・5）で、低所得（住民税非課税世帯）の在宅高齢者を介護する家族

【支給内容】

・年間 75,000円相当

【申請場所・お問い合わせ先】

町民生活課 健康福祉係 ☎(79) 2113

※なお、対象者について詳細な基準がありますので、申請前にお問い合わせください。

「はり・灸・マッサージ」 料金の助成について

町では、高齢者の健康の保持と増進を図るため、はり・灸・マッサージ施術料金の助成をしています。

【対象者】

◆藤里町に住所を有する65歳以上の方

【助成額】

- ◆1回につき「500円」を助成します。
（ただし、1年間で10回を限度とする）
- 4月から7月まで申請の方・・・10枚
- 8月から11月まで申請の方・・・7枚
- 12月から3月まで申請の方・・・4枚

【指定施術機関】

- ◆菊池鍼灸院（菊池直人）
- ◆能代市二ツ井町上野「はり・灸」
- ◆健康保養館「ゆとりあ藤里」 マッサージルーム
- ◆藤里町湯の沢「はり・灸・マッサージ」
- ◆くどう鍼灸整骨院（工藤博一）
- ◆北秋田市松葉町「はり・灸」

※以上の指定施術機関以外は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

【申請方法】

◆申請用紙は『役場窓口』にありますので、印鑑を持参の上お申し込みください。

【お問い合わせ先】

町民生活課 健康福祉係 ☎(79) 2113

平成19年度 個人情報保護制度の運用状況(公表)

町では、保有する個人情報を適正に取り扱うため、個人情報保護制度を設けています。

藤里町個人情報保護条例に基づき、平成19年度の運用状況をお知らせします。

- 実施機関別の開示請求件数と処理状況
開示請求はありませんでした。
不服申し立てはありませんでした。

【お問い合わせ先】

総務課 総務係 ☎79-2111

総務省からのお知らせ

電波利用保護旬間

6月1日～10日までは「電波利用保護旬間」です。

目に見えなくても、不法電波は私たちの暮らしや社会の迷惑です。

電波はみんなの財産です。「不法無線局」をなくし、正しく電波を使いましょう。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは
〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23
総務省 東北総合通信局 相談窓口
☎022-221-0641
ホームページ URL <http://www.ttb.go.jp/>